毎週火・金曜日発行

秋田県告示第三百号



 \blacksquare 次

ページ

報

告

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正 (三〇〇~三五三・砂防課)1

告

示

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十四年秋田県告示第五百二十四号) 表三の丸の項中「鹿角郡」を「鹿角市」に改め、「十和田町」を削り、「毛馬内」 平成十七年三月二十二日 秋田県知事 寺 田 の一部を

秋

を「十和田毛馬内」に、「古下」を「古下夕」に改め、表外ケ沢の項中 化世沢 船川港 化世沢 ΙĆ 男鹿市 船 船川港 城

川港 町一号の項中 . 由利本荘市」に改め、「 矢島町」を削り、「 城内」を「 矢島町城内」に改め、 を 湯沢市 を に改め、 表八森下の項中「由利郡」 に改める 表上 を

船川

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課並びに関係市役所及び町役場」を「建設交通

秋田県告示第三百一号

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十五年秋田県告示第五百八十九号) の一部を

平成十七年三月二十二日

表長井田の項中	
鹿角郡	
村 (((((((((((((((((((
長 井 田	
を「	
鹿角市	
八 幡 平	

秋田県知事

寺

田

典

城

竜毛」に改め、表中沢一号の項、中沢二号の項及び田高の項中「由利郡」を「由利本中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、「豊川竜毛」を「昭和豊川 改め、「昭和町」を削り、「豊川上虻川」を「昭和豊川上虻川」に改め、表田屋の項 下虻川」に改め、 項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「飯田川町」を削り、「下虻川」を「飯田川 虻川」を「飯田川下虻川」に、「和田妹川」を「飯田川和田妹川」に改め、表旭町の に改め、 表岩崎の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「飯田川 表仁山の項、新薬の項及び新所の項中「南秋田郡」を「潟上市」に

利老方」に改め、表水上の項及び小田の項中「由利郡」 町の項中 「矢島町」を削り、「城内」を「矢島町城内」に改め、 の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「東由利村」を削り、「老方」を「東由 荘市」に改め、「西目村」を削り、 「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「荒沢」を「矢島町荒沢」に改め、 館町 由利郡 矢島町 館町 西目 を を 表矢越の項中「由利郡」を 西西目目町 舘町 を「由利本荘市」に改め、 荘市 由利本 に改め、 表祝沢

矢島町 「矢島町城内」に改め、表船沢の項中 ĺĆ | 矢島町 | 矢島町 を 仙北郡 矢 島 町 協和町 船沢 ľ 城 内 J 大仙市 を

市」に改め、 和町 を削り、 沢 協和船 協和町」を削り、 「船岡」を「 に改め、表宇津野の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「 協和船岡」 「境」を「協和境」に、 に改め、 表岸館の項中「 仙 北郡」を「大仙 上淀川 協

輪町

勝郡」 雄勝町 | 秋の宮 | を | 秋ノ宮 | 湯沢市 | を「湯沢市」に改め、「雄勝町」を削り、表秋の宮の項中「 協和上 に改め、表院内一号の項、 院内二号の項及び小野の項中「雄 秋の宮 雄勝郡

| 秋ノ宮 | に改める。

め

表千秋中島の項中「秋田」を「秋田市」に、

千秋中島町

島千町秋

秋田県告示第三百二号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和四十六年秋田県告示第六十六号)の一部を次の

平成十七年三月二十二日

表上花輪二号の項、下花輪二の一号の項及び下花輪二の二号の項中 |鹿角郡|花

秋田県知事

寺

田

典

城

郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、 鹿角市 花輪 「水無」を「阿仁水無」に改める。 に改め、表広爼の項中「北秋田

秋田県告示第三百三号

秋

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十八年秋田県告示第二百七号)の 一部を次の

平成十七年三月二十二日

中「山本」を「山本郡」に、「藤里」を「藤里町」に改め、表鶴形の項中「能代」を 「能代市」に、 表俵巻の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「由利町」を削り、表沢尻の項 鶴形 姥懐 を 姥懐 に改める。

秋田県知事

田

典

城

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町役場」を「建設交通部

秋田県告示第三百四号

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十八年秋田県告示第七百三十二号) の一部を

平成十七年三月二十二日

中 に改め、表大沢の項中「秋田」を「秋田市」に改め、表湯本の項中

男鹿市 | 北浦 | | 湯本 ___ を 男鹿市 本 北浦湯 に改める。

表以外の部分中「土木部砂防課及び大館市役所、 井川村役場」を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 男鹿市役所、西木村役場、秋田

秋田県告示第三百五号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十九年秋田県告示第五十四号) の一部を次の

平成十七年三月二十二日

表相川の項中「 北浦 相川 を に改め、

川北浦相

表小泊の

秋田県知事

寺

田

典

城

課及び関係地域振興局建設部」 項中「船川港」を削り、「増川」を「船川港増川」 表以外の部分中「土木部砂防課及び男鹿市役所、 に改める。 に改める。 鹿角市役所」を「建設交通部砂防

秋田県告示第三百六号

のように改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和四十九年秋田県告示第百三十五号) の一部を次 平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事

寺

田

典

城

北」を「仙北郡」に、「西木」を「西木村」に改め、表寺内の項中「秋田」を「秋田の項中「戸賀」を削り、「加茂青砂」を「戸賀加茂青砂」に改め、表山口の項中「仙

表三の丸の項中

三の丸

を

三の丸

に改め、

表加茂

市」に改め、表向田の項中「南秋田」を「南秋田郡」に、「井川」を「井川町」に改

城内」に改め、 の項中「 表矢留町の項中 由利郡」を「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、 表外ケ沢の項中 船川港 船川 留町 を 城内」を「矢島町 に改め、 船川 船川港 表水上 に

を「建設交通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課、 秋田市役所、男鹿市役所及び矢島町役場」

秋田県告示第三百七号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十一年秋田県告示第二百十五号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

表下新町の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、 秋田県知事 「阿仁町」 を削り、 田 典 銀山 城

を「阿仁銀山」に、「水無」を「阿仁水無」に改める。 砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課及び関係町役場又は市役所」を「建設交通部

秋田県告示第三百八号

秋

0 ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十二年秋田県告示第二百十九号) の一部を次

平成十七年三月二十二日

の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。 を「湯沢市」に改め、「雄勝町」を削り、「秋の宮」を「秋ノ宮」に改め、 「鳥海町伏見」に、「栗沢」を「鳥海町栗沢」に改め、表小渕ケ沢の項中「雄勝郡」 表久保の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「鳥海村」を削り、「伏見」を 秋田県知事 田 表薬師堂 典 城

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課及び関係町村役場又は市役所」を「建設交通

秋田県告示第三百九号

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十三年秋田県告示第九百五十九号)の一部を

平成十七年三月二十二日

表寺ノ下の項中「 北秋田」を「北秋田市」に改め、 「森吉」を削り、 秋田県知事 寺 表丸森の項中 田 典 城

由利郡 | 矢島町 | 矢島町 を 荘市 由利本 矢島町 矢島町 ĺĆ · 城内 を

由利町」を削り、表峰吉川の項中 仙北郡 協和町 峰吉川 を 大

表南福田の項及び蒲田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に

改め、

「矢島町城内」に改め、

吉川 協和峰 に改め、表梺の項中 雄勝郡 稲川町 麓

仙市

を 湯沢市 稲庭町 梺

に改める。

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「秋田県土木部砂防課及び関係町村役場又は市役所」を「建設交通

秋田県告示第三百十号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第二百六十号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

を削り、 の項中「寺の下」を「寺ノ下」に、「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」 表五味堀の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、 「寺の上」を「寺ノ上」 に改め、表八幡森の項中「北秋田郡」を「北秋田 秋田県知事 寺 田 表寺の下 城

松木台 に改め、表伏見の項中 由利郡 鳥海村 伏見 を 由利本 荘市

城

市

に改め、「森吉町」を削り、

表五十丁の項中

上新城 松木台

上新 中

伏見 鳥海町 に改め、 表長泥の項中「由利郡」を「由利本荘市」 に改め、

め 「大仙市」に改め、「仙北町」を削り、表上屋敷の項中「大曲市」を「大仙市」に改 「矢島町」 ಶ್ಶ 表長倉の項及び御返事の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「雄勝町」を削 を削り、「立石」を「矢島町立石」に改め、表一ツ森の項中「仙北郡」を

秋田県告示第三百十一

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第千三十五号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

表上野の項中「 北秋田郡」を「北秋田市」に改め、 「森吉町」を削り、 秋田県知事 寺 Ш 表小渕の項 典 城

ıλ ıΣ 「岩谷梺」を「岩谷麓」に、「由利郡」 沢の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削り、 中 「三梨町」に改め、表不動滝の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「皆瀬村」 表羽竜の項中「雄勝郡」を「湯沢市」に改め、「稲川町」を削り、「三梨」を 表松本の項及び及位の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削 北秋田 郡 阿仁町 小渕 を を「由利本荘市」に改め、 北秋田 市 阿仁小 渕 表岩谷梺の項中 「大内町」 に改め、 -を 削 を削 表新

秋田県告示第三百十二号

秋

ıΣ

「畑等」を「皆瀬」に改める。

田

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十五年秋田県告示第二百一号)の 一部を次の

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

ıΣ IJ 「豊川上虻川」を「昭和豊川上虻川」に改める。 表小泉の項及び山岸の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「 5小森の項及び田沢の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」 昭和町」 を削 を削

秋田県告示第三百十三号

のように改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十五年秋田県告示第千四十六号) の一部を次 平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

> 沢の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、 り、「豊川竜毛」を「昭和豊川竜毛」に改め、表森子一号の項、森子二号の項及び吉 表田屋一号の項及び竜毛の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削 「由利町」を削り、 表君ケ野の項中

の項中「 荘市」に改め、「鳥海町」を削り、「下川内」を「鳥海町下川内」に改め、 君ケ野」に改め、 「由利郡」 表矢の本の項中「矢の本」を「矢ノ本」に、「由利郡」を「由利本 を「由利本荘市」に改め、「岩城町」を削り、「君ケ野」 表峰吉川

を「

の項中

和峰吉川」に改め、 表新丁の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通 表太田の項中「大曲市」を「大仙市」に改める。 を削り、「峰吉川」 を「 協

秋田県告示第三百十四号

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十七年秋田県告示第百三十七号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」 部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 大仙市」に改め、「協和町」を削り、「峰吉川」 南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通 表坊沢の項中「北秋田郡」 を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」 を「協和峰吉川」に改める。 秋田県知事 を削り、 表中ノ沢の項中「仙北郡」を 表角間崎一号の項中 を削り、 田 表八幡森の 城

秋田県告示第三百十五号

次のように改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十七年秋田県告示第二百九十四号) 平成十七年三月二十二日から施行する。 の一部を

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表樋口の項中

樋 口

を

樋口

能代市

に改め、表金沢の

増川 鵜木 を 沢 小手萩 男鹿市 <u>_</u>号 鵜の木 に改め、 を 鵜木一 男鹿市 金沢 鵜木 — 号 入道崎 表鵜の木一号の項中 に改め、表鳥屋場の項中 男鹿市 相川四 号 を に改め、表女川一号の項中 男鹿市 に改め、 を 三号 西黒沢 男鹿市 小手萩 山本郡 表沼田の項中 を 男鹿市 に改め、表増川の項中 鵜木 金沢 に改め、表入道崎一号の項中 一鵜号の木 鳥屋場 鵜木 に改め、表相川四号の項中 山本郡 に改め、表西黒沢三号の項中 由利郡 西目町 を に改め、 若美町 に改め、 増川 鵜木二 を 表鵜の木二号の項中 沼田 表小手萩の項中 鵜の木 男鹿市 鳥屋場 — 号 入道崎 号相川四 鵜の木 を 男鹿市 女川 号 を 三号 西黒 荘 由

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通

秋田県告示第三百十六号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第百三十二号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「 表綴子の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、 阿仁吉 田 に改め、 表鵜木二号の項中「 南秋田郡」 阿仁町」を削り、 「鷹巣町」を削り、 秋田県知 を「 男鹿市」 寺 に改め、「若美 田 表吉田一号 を 城

|西目 | を |西目 | に改める。

町」を削り、

表潟保の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、

西目町」

を削り、

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。(表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通)

秋田県告示第三百十七号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第五百五十号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

に改める。 項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「川辺」を「矢島町川辺」項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「兵島町」を削り、表杉沢の表八幡森の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、表杉沢の秋田県知事 寺 田 典 城

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通

秋田県告示第三百十八号

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十八年秋田県告示第八百八十一号)の一部を 平成十七年三月二十二日

中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内」を削り、「三川」 表大谷地の項中「南秋田郡」 を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表増川の項 秋田県知事 を「大内三川」に 寺 田 典 城

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通

秋田県告示第三百十九号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十九年秋田県告示第二百十号)の 一部を次の

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 城

三号の項中「鵜の木三号」を「鵜木三号」に、「南秋田郡」を「男鹿市」 表神成の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉村」を削り、 に改め、 表鵜の木

秋

若美町」を削り、 鵜の木 を 鵜木 に改める

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び関係町村役場」を「建設交通

秋田県告示第三百二十号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和五十九年秋田県告示第六百四号)の 一部を次の

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 田 典 城

和境」に改め、 表菅生田の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「 表 ケ森の項中「仙北郡」 を「大仙市」に改め、 「協和町」を削り、 境」を「協

船岡」 を「協和船岡」に改め、 表千秋城下町の項中 千秋 城下町を

> 下町 千秋城 に改める。

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに秋田市役所及び協和町役場」を「建設交通部

秋田県告示第三百二十一号

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和五十九年秋田県告示第七百七十三号)の一部を

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表道川宮ノ下の項中「上新城」を削り、 道川 を 上新城 道川 に改め、

表野田の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「境」 を「協和

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに秋田市役所及び協和町役場」を「建設交通部

秋田県告示第三百二十二号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十年秋田県告示第四百七十二号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

表新田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「大内町」を削る。 秋田県知事 寺 田 典 城

部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに横手市役所及び関係町村役場」を「建設交通

の

平成十七年三月二十二日

秋田県告示第三百二十三号

ように改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十年秋田県告示第六百二十三号)の一部を次 平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典

城

阿仁町 を 北秋田 市 瀬 阿仁荒

表荒瀬一号の項中

北秋田 郡

| c | 市 | 瀬 | に改める。

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。表以外の部分中「土木部砂防課並びに鹿角市役所及び阿仁町役場」を「建設交通部で以外の部分中「土木部砂防課並びに鹿角市役所及び阿仁町役場」を「建設交通部

秋田県告示第三百二十四号

次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百五十六号)の一部を

平成十七年三月二十二日

下の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、表目長崎の項中下の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削り、大田田の項中「十和田」を削り、「毛馬内」を「十和田毛馬内」に改め、表宮の表下小路の項中「十和田」を削り、「毛馬内」を「十和田毛馬内」に改め、表宮の項中「北秋田県知事」寺(田)典(城)

| 太平 | 目長崎 | を | 長崎 | に改め、表松木沢の項中「南秋田 | 太平目 |

り、「豊川竜毛」を「昭和豊川竜毛」に改める。荘市」に改め、表田屋一号の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表荒田目の項中「本荘市」を「由利本

秋

秋田県告示第三百二十五号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十二年秋田県告示第二百十三号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田 典 城

を「協和荒川」に改める。に改め、「協和町」を削り、「荒川」に改め、表漆原の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「荒川」

防課及び関係地域振興局建設部」に改める。表以外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂では外の部分中「土木部砂防課並びに関係市役所及び町村役場」を「建設交通部砂

秋田県告示第三百二十六号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十二年秋田県告示第六百四十号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県告示第三百二十七号

うに改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。(急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十三年秋田県告示第七十号)の一部を次のよ

平成十七年三月二十二日

及び烏川の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。 表今泉の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」を削り、表船岡の項表今泉の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「鷹巣町」を削り、表船岡の項

砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課並びに本荘市役所及び鷹巣町役場」を「建設交通部

急傾斜地崩壊危険区域の秋田県告示第三百二十八号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和六十三年秋田県告示第百六十一号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田 典 城

表荒瀬2号の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、 | 荒

秋田県告示第三百二十九号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (昭和六十三年秋田県告示第五百五十号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典

城

課及び関係地域振興局建設部」に改める。 削り、「館前」を「舘前」に、「館野」を「舘野」に改める。 の項中「館合」を「舘合」に、 表以外の部分中「土木部砂防課並びに市役所及び関係町役場」を「建設交通部砂防 「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「東由利町」を

め

IJ

秋田県告示第三百三十号

に改正し、平成十七年三月二十二日から施行する 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成元年秋田県告示第六百四号) の一部を次のよう

を

矢島町

に改める

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 田 典 城

表比立内の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、 幸屋

比立内 阿仁比 に改め

秋

渡」

を「阿仁幸屋渡」に、

ಶ್ಶ

田

通部砂防課及び関係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び山本土木事務所並びに関係町役場」を「建設交

秋田県告示第三百三十一号

うに改正し、平成十七年三月二十二日から施行する 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成三年秋田県告示第二百十八号)の一部を次のよ

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 田 典 城

削り、「境」を「協和境」に改める。 市」を「由利本荘市」に改め、 項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、表二タ又の項中「本荘 「由利町」を削り、 表増川一号の項中「船川港」を削り、「増川」を「船川港増川」に改め、 表野田一号の項中 表蒲田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、 「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を 表宮沢の

秋田県告示第三百三十二号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成三年秋田県告示第七百七十六号)の一部を次の

秋田県知事

田

典

城

平成十七年三月二十二日

井戸」を「昭和豊川岡井戸」に改め、表小田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改 表神成の項及び宮ノ下の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削 表岡井戸の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「昭和町」を削り、 「矢島町」を削り、 「城内」を「矢島町城内」に改め、 由利本 表丸森の項中 「豊川岡 由利郡

矢島町 城内 矢島町 を 荘市 城 矢 島町

矢島町

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百三十三号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成四年秋田県告示第二百四十一号) の一部を次の

平成十七年三月二十二日

改める。 項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「協和町」を削り、「船岡」を「協和船岡」に 表角間崎の項中「南秋田郡」を「男鹿市」に改め、「若美町」を削り、 秋田県知事 寺 田 表君ケ野の 城

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百三十四号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成四年秋田県告示第八百四十三号) の一部を次の

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表吉田の項中 表木戸石の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「合川町」を削り、 北秋田 郡 阿仁町 吉田 を 北秋田 市 阿仁吉 田 表

に改め、

上荒川の項中 仙北郡 協和町 荒川 を 大仙市 川協和荒

に

を

号の項中

1 号

仙北郡

刈和町

を

大仙市

— 号

町

改める。

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百三十五号

うに改正し、平成十七年三月二十二日から施行する 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成五年秋田県告示第百九十九号)の一部を次のよ

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 田 典 城

郡 ıΣ を「湯沢市」に改め、「雄勝町」を削る。 表光禅寺前の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、表院内1号の項中「雄勝 岸坂の項及び大渕の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「森吉町」を削

秋田県告示第三百三十六号

秋

うに改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成五年秋田県告示第七百十五号)の一部を次のよ

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

由利本荘市」に改める。 表金照寺1号の項中「楢山」を「楠山」に改め、 表二夕又1号の項中「本荘市」を

係地域振興局建設部」 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」 に改める。 を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百三十七号

うに改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成六年秋田県告示第百九十五号) の一部を次のよ

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

> 町」に改め、 項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「矢島町」を削り、「元町」を「矢島町元 表上出戸の項中「南秋田郡」を「潟上市」に改め、「天王町」を削り、 表小田の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、 「矢島町」を削り、 表根井館の

「城内」を「矢島町城内」に改め、表野田2号の項中 仙北郡 協和町境

大仙市 上ノ台 協和境 西仙北 に、「菅生日」を「菅生田」 1 号 ノ 台 に改め、 上ノ台 表上ノ台1

刈和野 上ノ台 に改める。

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百三十八号

うに改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成七年秋田県告示第百七十六号)の一部を次のよ

平成十七年三月二十二日

表明法の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、「由利町」を削り、 秋田県知事 寺 田 表久保の項 典 城

中「由利郡」を「由利本荘市」 に改め、「鳥海町」を削り、 伏 鳥

海町 見 に、「上川内」を「鳥海町上川内」に改める。

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百三十九号

に改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成九年秋田県告示第二百三号)の一部を次のよう 平成十七年三月二十二日から施行する

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

阿仁水無」に改め、表板繋の項中「仙北郡」を「大仙市」に改め、「西仙北町」を 表湯口内の項中「北秋田郡」を「北秋田市」に改め、「阿仁町」を削り、「水無」を

削り、 表砂糖畑の項中 本荘市 出戸町 砂糖畑 を 由利本

荘市

ľĆ 鶴沼 を 鶴沼 ビ

新組町 を 新組町 に改め、 表上ノ台一号の項中「仙

北郡」を「大仙市」に改め、「西仙北町」を削る 係地域振興局建設部」 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」 に改める。 を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百四十号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十一年秋田県告示第百九十九号)の一部を次の

平成十七年三月二十二日

田

秋田県知事 田 典 城

中 表久保田の項及び神沢の項中「本荘市」 由利郡」 を「由利本荘市」に改める を「由利本荘市」に改め、 表水上2号の項

秋

係地域振興局建設部」に改める。 表以外の部分中「土木部砂防課及び関係土木事務所」 を「建設交通部砂防課及び関

秋田県告示第三百四十一号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十二年秋田県告示第四百六十八号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表鵜の木の項中「鵜の木」を「鵜木」に、「南秋田郡若美町」を「男鹿市」 に改め

表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」 に改める

秋田県告示第三百四十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十三年秋田県告示第百六十三号) の一部を次の

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める 表中「雄勝郡皆瀬村畑等」を「湯沢市皆瀬」に改める。 秋田県知事 寺 田

秋田県告示第三百四十三号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十三年秋田県告示第七百八十号)の一部を次の

平成十七年三月二十二日

表神成の項及び浦田の項中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改める。 秋田県知 寺 田 典

城

表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める

秋田県告示第三百四十四号

ように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十四年秋田県告示第三百十四号) の一部を次の

平成十七年三月二十二日

秋田県知事

寺

田

典

城

表中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める

秋田県告示第三百四十五号

のように改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十四年秋田県告示第四百二十八号) の一部を次 平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「北秋田郡阿仁町吉田」を「北秋田市阿仁吉田」に改める。

表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」 に改める。

秋田県告示第三百四十六号

のように改正し、 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十四年秋田県告示第五百三十八号)の一部を次 平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

典

城

『受人ト)の介で「『『経路が「『『経路域長型品建長の「こなのでの田川町和田妹川」を「潟上市飯田川和田妹川」に改める。 表本内の項中「南秋田郡若美町」を「男鹿市」に改め、表山下の項中「南秋田郡飯

表以外の部分中「関係事務所」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百四十七号

に改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十五年秋田県告示第二十号)の一部を次のよう

平成十七年三月二十二日

秋田県告示第三百四十八号表以外の部分中「関係建設事務所」を「関係地域振興局建設部」

表中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改める。

平成十七年三月二十二日のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十五年秋田県告示第三百二十一号) の一部を次

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県告示第三百四十九号

表中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

秋

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十五年秋田県告示第八百二十九号)の一部を次

秋田県知事寺 田 典 城

表中「南秋田郡若美町」を「男鹿市」に改める。

平成十七年三月二十二日

表以外の部分中「関係地域振興局」を「関係地域振興局建設部」に改める。ます、『利日書者書記日』で、『別行』十日とで

秋田県告示第三百五十号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十五年秋田県告示第九百四十七号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田 典 城

表中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

表以外の部分中「関係地域振興局」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十一号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (平成十六年秋田県告示第五百二十五号) の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田 典

城

長人ト)の介って『『孫長祖司皇母の『ここ『『孫也な長祖司皇母の』 こび表中「由利郡大内町三川」を「由利本荘市大内三川」に改める。

表以外の部分中「関係振興局建設部」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十二号

秋田県知事

寺

田

典

城

に改める。

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十六年秋田県告示第五百二十六号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

十二日

秋田県知事

寺

田

典

城

表中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改める。

表以外の部分中「関係振興局建設部」を「関係地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第三百五十三号

のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成十六年秋田県告示第五百七十七号)の一部を次

平成十七年三月二十二日

秋田県知事寺 田 典 城

,

表中「北秋田郡鷹巣町今泉字今泉」を「北秋田市今泉字今泉」に、 字

を北秋田市今泉字上野に改める。

上野

秋田郡鷹巣町今泉

表以外の部分中「関係振興局建設部」を「関係地域振興局建設部」に改める。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号 飛行者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日本 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社

